

# 中国ビジネスニュース

編集：香川県上海ビジネスサポーター 池田 博明

## 今月の注目トピックス

**模倣品対策から利益・売上拡大を検討してみる。**

中国に限らず世界各国に進出されている日系企業において「模倣品（コピー品）」対策は永年の課題です。今回は「模倣品」をキーワードに考えてみたいと思います。

### 【模倣品被害】

多くの日系企業（特にBtoCビジネスを行っている企業）は模倣品被害に遭っています。その被害額について中国国内だけで年間売上の1～2割とされています。

（例：年間1億円の売上→模倣品被害額1,000万円～2,000万円）

この模倣品被害は自社の製品が売れば売れるほど、良いモノであればあるほど増えていくというロジックになってしまっています。

（弊社の取引先である日系企業の総経理は「有名税みたいなものだ」と皮肉っていらっしゃいました。）

### 【模倣品対策】

被害に遭っている日系企業側としてはそのまま見過ごすわけにもいかず、以前より対策は打ってきました。対応策として「模倣品製造会社（工場）、ECサイト上で模倣品を販売している店舗を摘発」が多いです。ただこれらの方法は一時的には効果があるものの、暫くすると別の会社が模倣品を作り始める、他の店舗が売り始める、などいたちごっこになっているのが現状です。

それ故に上記対応策を行う場合には継続して行っていかなければなりません。ただ、模倣品被害額の正確な数字、及び対応した成果の数字について正確には出せない（出しにくい）ことから「成果があったのかどうなのか」の判断がしにくく、成果が見えにくい模倣品対策にどこまで費用を掛ければよいのか？という悩みが出てきてしまうのも現状です。

### 【ではどうすべきか？】

冒頭でも述べさせていただきましたが模倣品対策は永年の課題でもあり、且つ、無くなることはまず無いです（自社の商品が売れば売れるほど模倣品は出続けます）。

ではどうしていくべきか？についてですが、

- ① 無くならないから諦める、のではなく極力被害を少なくしていく、という思考になる。
- ②（模倣品の）製造元、販売店をつぶしに行くのではなく、それらを消費者に買わせない（買わない）風土を作っていく。

という点から取り組んでいくのが良いのでは、と考えます。そのために自社製品の広告から見直す（広告

に「模倣品は許さない」という企業としての姿勢を明確に打ち出す)、自社商品を取り扱う代理店に模倣品の真贋判定セミナーを行う、併せて代理店が模倣品を扱わないような管理体制を敷く、模倣品相談窓口を設ける、などを行い模倣品が世間に流通しない仕組み作りから取り組んでいくことで削減できると考えられます。

#### 【模倣品対策から利益・売上があがる】

前述した通り、模倣品被害は売上全体の1～2割と言われています。例に挙げた年間1億円の売上がある商品で考えると、1,000万円から2,000万円の被害額です。この模倣品被害を半分にできたら500万～1,000万円、さらに今まで模倣品を購入していた消費者の半数が正規品を購入するだけで250万～500万円(500万～1,000万円の半分)の売上があがることになります。

上記の通り、単純に計算通りにならない可能性はありますが少なくとも模倣品が減れば利益、売上は上がると言えます。

#### 【何もせず放置して見過ごしますか?】

中々成果が見えにくい模倣品対策ではありますが企業の至上命題でもある「利益・売上拡大」の点より放置しておくのはもったいないです。被害に遭われている企業様はこれを機に対策の見直し、ご検討をされてみてはいかがでしょうか。

## 政策・経済トピックス

### 【新政策動向】

#### ■ ハイレベルな開放型経済の新体制建設を推進し、外資導入政策を打ち出す

6月14日に行われた国務院政策定例ブリーフィングにて、国家発展・改革委員会の関係責任者は、「よりハイレベルな開放型経済の新体制建設を推進し、より力を入れた外資導入政策を打ち出す」と説明した。今年の1月1日に「外商投資奨励産業目録」が正式に施行され、新たに239件の奨励項目が加わり、過去最多の追加数となり、外資系企業の投資が奨励される業界と分野がさらに拡大した。同委の袁達副事務局長は、「より力を入れた外資導入政策・措置を研究して打ち出し、公平な競争環境を最適化し、イノベーション要素の流れをスムーズにし、中国内外資本企業の実務協力を促進する」と述べた。中国は今後、過去数年間の外資参入ネガティブリストの実施効果の評価を基礎として、海南自由貿易港の外資参入ネガティブリストの削減などの措置の研究を進める。同時に、国際産業投資協力のシリーズイベントを引き続き行い、多国籍企業にプラットフォームを提供するなどして、外資による投資の促進とサービスの提供を着実にやっていく。

## 【経済動向】

## ■ 5月販売は前月比7.3%増 自動車購入奨励策を計画

6月8日、商務省は中国全土で自動車購入の奨励策を打ち出す考えを示した。中国乗用車協会（CPCA）が同日発表した5月の乗用車販売台数は前月比で7.3%増加したが、政策当局が期待する力強い回復からはなお程遠い。同月の販売台数は176万台、1～5月は前年同期比4%増の774万台だった。中国では米EVメーカー大手テスラの値引きに続き、40以上のブランドが1月以降、価格を引き下げた。商務省は地方政府と連携して絞った購入奨励策を打ち出すことを説明し、金融機関に自動車ローンの拡大に向けた方策を導入するよう促す考えも示した。奨励策は新車と中古車の両方を対象とし、ガソリン車からバッテリー駆動車やプラグインハイブリッド車を含む新エネルギー車（NEV）へのシフトを促進する狙いがあるとした。

## ■ 端午節連休の旅行価格が低下 海外旅行の予約12倍増、避暑地旅行が選択肢に

中国旅行サイト馬蜂窩のデータによると、6月13日時点の検索数は「端午はどこへ」が前週比で240%増加し、3日間の連休を利用して都市の郊外または「高速鉄道で2時間の旅行圏」に出かける近場の短距離旅行が多くの人々の選択肢となっていることが分かった。また若い世代を中心に、新疆維吾爾（ウイグル）自治区、青海省、貴州省など長距離の目的地の検索件数がこの1週間近くで前週比400%以上増加した。旅行のスタイルを見ると、複数の地域で高温警報がたびたび発令されるのにもなって、本格的な夏シーズンを前に避暑地旅行を検討する人が増加。また、海外旅行の価格が低下したことから、同連休に飛行機で3時間以内の目的地も多くの人々の選択肢になっている。大手中国旅行サイトの携程旅行のデータによると、同連休の海外旅行予約件数は前年同期比12倍以上増加したという。携程旅行のデータでは、同連休には広州から出国する旅行客が最も多く、以下、北京、深セン、上海、杭州が続く。海外旅行客の65%が東南アジアを選択し、人気の旅行先はバンコク、プノンペン、クアラルンプール、マニラ、シンガポールとなっている。

## ■ 中国5月の自動車市場は緩やかに回復 自動車輸出が前年比58.7%増

中国自動車工業協会が発表した最新のデータによると、今年5月の中国の自動車生産台数は前年同期比21.1%増の233万3,000台、販売台数は同27.9%増の238万2,000台になった。そのうち新エネルギー車（NEV）の生産台数は同53%増の71万3,000台、販売台数は同60.2%増の71万7,000台となり、市場シェアは30.1%に達した。輸出を見ると、5月の中国全土の輸出台数は同58.7%増の38万9,000台に達した。

## 【日系・外資企業動向】

## ■ ヤクルト、江蘇省徐州市に支店を設立

6月9日、株式会社ヤクルトは、江蘇省徐州市に徐州支店を設立し、スーパーなどの店頭で乳酸菌飲料の販売を開始した。今回の支店設立で中国大陸の販売拠点は51か所となり、さらに販売体制を充実させる。

### ■ くら寿司、上海に中国本土1号店

6月15日、回転寿司大手のくら寿司は、中国1号店を上海にオープンした。世界的な日本食ブームを背景に、コロナ禍から急回復している現地の需要を取り込む狙いで、2033年までに中国全土で100店舗の展開を目指す。海外では米国、台湾に続く出店となる。上海市内の大型ショッピングセンターに開業した店舗の座席数は220席で、価格は1皿12元（約240円）。9月までに上海市内にさらに2店舗をオープンするという。

### 【人民元情報】

人民元市場レート（2023年6月20日時点）

外貨名 100日本円

中間値 5.0675人民元

### 【中国ビジネスワンポイントアドバイス】

#### 小型薄利企業の優遇税制（税率改正）について

財政部、税務総局は2023年第6号公告《小型薄利企業と個人経営者の所得税優遇政策の実施に関する公告》を発行し、小型薄利企業の年度課税所得額が100万元以下である部分については、25%に軽減して課税所得額に算入し、20%の税率により企業所得税を納付すること（実質税率5%）に改正されました。本税率の適用期間は2023年1月1日から2024年12月31日までです。

2022年度は、年度課税所得額が100万元以下である部分は実質税率2.5%となっていましたので、今回は税率2.5から5%への上昇です。

小規模薄利企業の優遇税制については、近年税率改正が頻繁に行われております。下記、2019年度以降の改正の変遷を纏めました。

対象年度	年度課税所得額	実質税率
2019～2020年	100万元以下	5%
	100万元以上 300万元以下	10%
2021年	100万元以下	2.5%
	100万元以上 300万元以下	10%
2022年	100万元以下	2.5%
	100万元以上 300万元以下	5%
2023～2024年	100万元以下	5%
	100万元以上 300万元以下	5%

## 【ご留意事項】

小型薄利企業の適用要件は下記の通りです（2019年度以降改正なし）。適用条件を一つでも満たさない場合は、本優遇税制を受けることができません。

## 適用条件：

国家が制限あるいは禁止していない業種に従事し、下記の3条件を同時に満たす企業。

年度課税所得額	従業員数	資産総額
300 万元以下	300 人以下	5,000 万元以下

（※）従業員数と資産総額の指標は、年間四半期平均値（下記の計算公式）により計算する。

四半期平均値＝（四半期期首＋四半期期末）÷ 2

年間四半期平均値＝一年間の各四半期平均値の合計÷ 4

現状では、2024年度の適用までしか規定されておりませんので、今後の改正動向を注視する必要があります。

## ビジネス相談

香川県上海ビジネスサポーターでは、会計・税務、人事労務、経営、法律などのご相談に無料でお答えしています。お困りの際は、香川県上海ビジネスサポーターまでお気軽にご相談ください。

## 【相談事例のご紹介】

## ➤ 質問

## 【病気休暇制度の悪用に関するご相談】

勤続年数 20 年以上の女性従業員（49 歳）の病気休暇から 2 年が経過しました。（当該女性従業員の病気休暇の医療期間上限は 2 年、6 か月以降の賃金は総支給額の 60%に該当）上層部は当該女性従業員が設立当初からの従業員であるため、この 2 年間で賃金を満額支払っており、復帰の見込みがみられないため、病気休暇制度の悪用の可能性が高く、どのように対処したら良いのでしょうか。

## ➤ 回答

女性の場合、45 歳以降は解雇することはできません。医療期間を超えてから、給与を止めるのは可能ですが、社会保険料は支払わなければなりません。上層部の意見（配慮）を採用するのであれば、給与を支給し、社会保険料は個人で支払わせることとなります。今後は出勤記録を出し、出勤日数が足りない場合は給与を支給しないなど忠告をすることをおすすめします。

## 香川県上海ビジネスサポーターの利用できるサポート内容ご案内

## ＜現地視察の支援＞

① 現地視察に対する企画提案・アポイント手配 ②現地視察に対するアテンド・通訳

## ＜ビジネス展開の支援＞

③県内企業及びその現地法人等からの依頼によるビジネス相談 ④マッチング候補企業情報の提供等（基礎調査） ⑤中国企業とのビジネスマッチング・商談機会の創出 ⑥他県共同中国セミナー開催 ⑦マッチング候補企業情報の提供等（商談に係るアポイント手配）（有料） ⑧マッチング候補企業情報の提供等（商談に係るアテンド）（有料）

＜対象外の業務＞ ビジネスを伴わない観光目的での視察、適法性が疑われるもの。公序良俗に反すると思われるような業務等。

＜利用対象地域＞上海市、江蘇省、安徽省、浙江省

＜利用申込資格＞ 香川県内に本社又は事業所を有する企業及び商工関係団体等。香川県内に本社又は事業所を有する企業で、中国に進出している現地法人、支店、駐在員事務所

＜利用者が負担する費用＞ ①②③④⑤⑥のサービスは無料です（ただし、渡航費、宿泊費等は利用者の負担）。⑦⑧のサービスは有料です。利用申込書提出後に利用者が負担する費用を事前にお支払いいただきます。

香川県上海ビジネスサポーターの支援をご希望の場合は、以下 URL からお申込みください！

<https://www.pref.kagawa.lg.jp/sangyo/kaigai/03.html>

~~~~~  
香川県上海ビジネスサポーター 池田 博明

〒200030 上海市徐匯区虹橋路1号 港匯中心1座25楼  
（上海邁伊茲（マイツ）諮詢有限公司 浦西事務所内）

E-mail: kagawa@myts-cn.com

上海ビジネスサポーターの支援をご希望の場合は、こちらを検索！！

香川県 上海ビジネスサポーター

検索 